## 行政手続条例適用

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処	分 名	有料公園施設利用料金の還付の決定
		多治見市都市公園条例(昭和 44 年条例第 23 号)第 14 条ただし書
所 管	部 課 名	環境文化部 文化スポーツ課
	関係法令等及 び条項	多治見市都市公園条例施行規則(昭和 44 年規則第 31 号)第 12 条
審		多治見市都市公園条例施行規則第 12 条による。
查		
基	基準	
準		
	設定年月日	平成13年9月21日 最終変更年月日
標準	標準処理期間	総日数 5~15日程度(注:休日は含まない。)
<u></u>	内訳	経由機関 日(機関名   協議機関 日(機関名   処分機関 5~15 日
間	設定年月日	平成13年9月21日 最終変更年月日
備	考	